

ロシア特許庁（Rospatent）、強制実施権に関する不使用特許の判断基準を検討

2025 年 7 月 22 日

JETRO デュッセルドルフ事務所

ロシア特許庁（Rospatent）は、2025 年 7 月 19 日、知的財産権保護に関する省庁間作業部会の会合を開催したことをニュースリリースで公表した。

会合では、裁判所が強制実施権の付与を審理する際に、特許対象が「不使用」と判断されるための基準の策定について議論された。

ニュースリリースによると、裁判所が強制実施権の付与を審理する際に、発明、実用新案、意匠が「不使用」または「十分に使用されていない」と判断するための明確な基準が存在しないことは、現代の医薬品市場にとって大きな課題であるとしている。

そして、裁判所が参考にできるような、統一された「不使用」の指標を策定する必要があるとも述べられている。

ロシア民法典第 1362 条第 1 項は、特許等が不使用（特許、意匠は 4 年間、実用新案は 3 年間）の場合で、通常のライセンス許諾契約締結を拒絶されたときは、第三者は裁判所に強制実施権を申請でき、権利者が不使用の正当な理由を証明しない場合、裁判所は強制実施権を当該第三者に付与できる、としている。

「不使用」の指標が策定されることは、医薬品業界における知的財産の運用において、予見可能性を高めるという点で前向きな動きといえる。一方で、どのような指標が採用されるかによって、実務への影響は大きく異なるため、今後も注視が必要である。

ロシア民法典（特許庁ウェブサイトより転載）

第 1362 条 発明、実用新案又は意匠に係る強制ライセンス

1. 発明又は意匠については特許証発行日から 4 年間、実用新案については特許発効日から 3 年間、特許所有者が使用を怠るか又は特許所有者による使用が不十分であり、その結果、市場における関係商品、著作物又は役務の供給が不十分になる場合、当該発明、実用新案又は意匠を使用すること望んでおりまたその用意がある何人も、確立した慣行に合致した条件でのライセンス許諾契約締結を拒絶されたときは、ロシア連邦領域内で当該発明、実用新案又は意匠を使用するための強制単純(非排他的)ライセンスを求めて、特許所有者に対して法的請求を裁判所に提起することができる。この者による法的請求には、当該ライセンスの条件案(発明、実用新案又は意匠の使用の範囲、規模、支払手続及び支払期日を含む)を表示しなければならない。
特許権所有者が、発明、実用新案又は意匠に係る自己の不使用又は不十分な使用が正当な理由に基づくことを証明しない場合は、裁判所は、本段落第 1 副段落にいうライセンスを付与し、かつ、その効力の条件を定めることができる。かかるライセン

スに係る支払い総額は裁判所が決定するものとし、かつ、類似の事情におけるライセンスの価額を下回らないものとする。

強制単純(非排他的)ライセンスを正当化する事情が消滅し、かつ、再発しそうにない場合は、裁判所は、特許所有者が提起した訴訟において当該強制ライセンスの効力を終了させることができる。この場合、裁判所は、当該強制単純(非排他的)ライセンス及びそれに基づいて生じた権利の終了の日及び手続を定める。

本段落に基づく半導体技術に関する発明の使用に係る強制単純(非排他的)ライセンスの付与は、もっぱら、国、公共又はその他の社会的利益に係る非営利的使用のために又はロシア連邦の独占禁止法令違反とみなされる状況を変更するために許容される。

－ Rospatent のニュースリリース等は、以下参照 －

(ニュースリリース、ロシア語のみ)

<https://rospatent.gov.ru/ru/news/19-07-2025-v-rospatente-rassmotreli-kriterii-neispolzovaniya-patentov-dlya-prinuditelnogo-licenzirovaniya>

－Rospatent の強制実施権についての欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

➤ [ロシア連邦政府、国家安全保障等のために特許権等を実施することを連邦政府が許可した際の対価に関する決議を公表（2022 年 3 月 9 日）（PDF）](#)

(以上)